

桑折町

公共施設等総合管理計画



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち

平成 27 年 12 月策定
令和 6 年 3 月改訂

桑折町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	4

II 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～桑折町人口ビジョンより	5
2. 本町の財政状況	6
3. 公共施設の状況	8
4. インフラ施設の状況	12

III 公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題	14
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設の管理に関する基本方針	19
2. インフラ施設の管理に関する基本方針	24
3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	25

V 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制	29
2. フォローアップ	29
3. 情報等の共有と公会計の活用	29

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

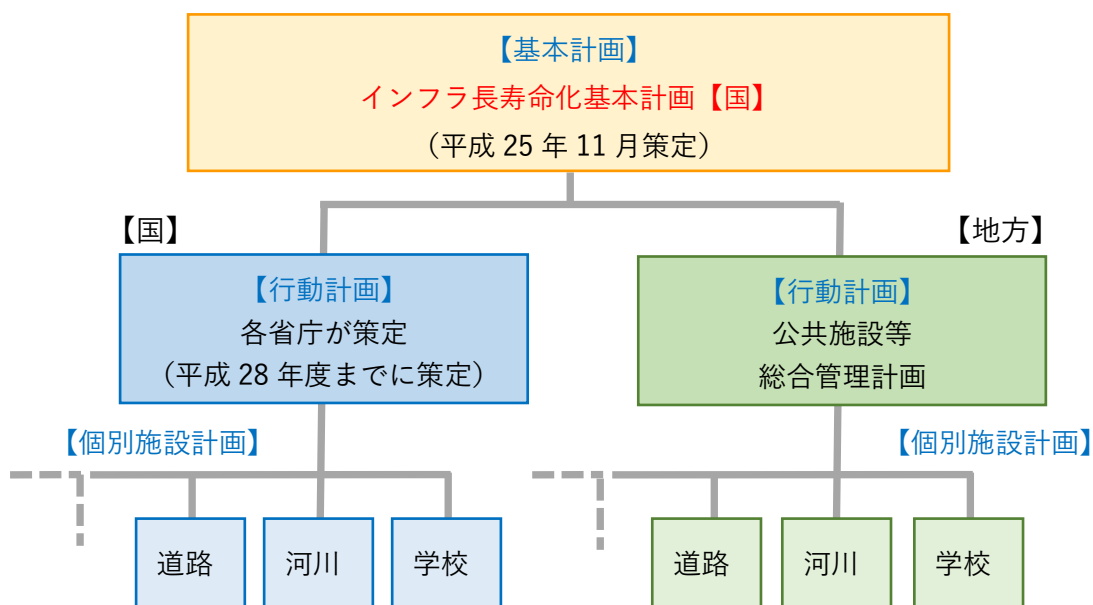
I 公共施設等総合管理計画の概要

I. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設等の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理及び更新を着実に推進するための行動計画並びに施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、他の多くの市町村と同様に昭和40年代後半から多くの公共施設等を整備しており、現在、老朽化が進行している状況です。

これらの公共施設等が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えることとなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などによる厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設等の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは極めて困難な状況です。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来を迎え、また、大規模災害等への対策も必要となります。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた公共施設等の計画的な更新、統廃合、長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、最適な配置の実現が必要となります。

こうした状況を踏まえ、これらに対する対策として本町では平成27(2015)年度を計画初年度とする桑折町公共施設等総合管理計画を策定しました。

■参考:「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」

(令和5年10月10日付け、公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針より抜粋)

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況(施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況)及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦ 脱炭素化の推進方針
 - ⑧ 統合や廃止の推進方針
 - ⑨ 数値目標
 - ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
 - ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
 - ⑫ 広域連携
 - ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
 - ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- (5) PDCAサイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 公共施設等総合管理計画改訂の目的

桑折町では、これまで平成27(2015)年度に策定した「桑折町公共施設等総合管理計画」に則り、公共施設の管理を進めてきました。

一方、総務省では、平成30(2018)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を改訂し、全国の地方公共団体に対し、策定した公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを行うことを要請し、令和3(2021)年1月に具体的な改訂内容の通知がありました。

今回定める改訂版は、総務省からの通知を受け、これまで進めてきた公共施設等に関する取組みや個別施設計画を踏まえた見直しを行うものです。

(4) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、桑折町の最上位計画である桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)に基づき、かつ新長期総合計画策定や行財政改革の指針となる「行政改革大綱」と連動しながら、本町の所有する公共施設に関わる管理等を推進する上での指針となるものです。

2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設等

本計画では、町が保有する公共施設とインフラ施設を対象とします。公共施設については、学校教育系施設、行政系施設など10の分類に、インフラ施設については、道路、橋梁、上水道、下水道の4分類に区分して、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

施設分類		主な施設
公共施設 (建築物)	1	社会教育施設 公民館、集会所、町内会館
	2	歴史文化施設 旧伊達郡役所
	3	スポーツ・レクリエーション施設 イコーゼ!、町民研修センター、町民体育館など
	4	学校教育系施設 小学校、中学校、地域交流センター、給食センター
	5	子育て支援施設 幼稚園、児童館、子どもクラブ
	6	保健福祉施設 大かや園、やすらぎ園
	7	行政系施設 役場庁舎
	8	消防施設 消防屯所
	9	公営住宅 町営住宅
	10	その他 火葬場、伊達崎排水機場、駅前倉庫など
インフラ施設	1	道路
	2	橋梁
	3	上水道 配水管など工作物
	4	下水道 下水道管きよなど工作物

(2) 計画期間

多くの公共施設は、寿命が数十年に及ぶため、その管理にあたっては中長期的な視野に基づく方針を策定することが必要です。そのため本計画は、令和5(2023)年度から令和24(2042)年度までの20年間で計画期間とします。

また、今後の上位の計画又は各種の関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

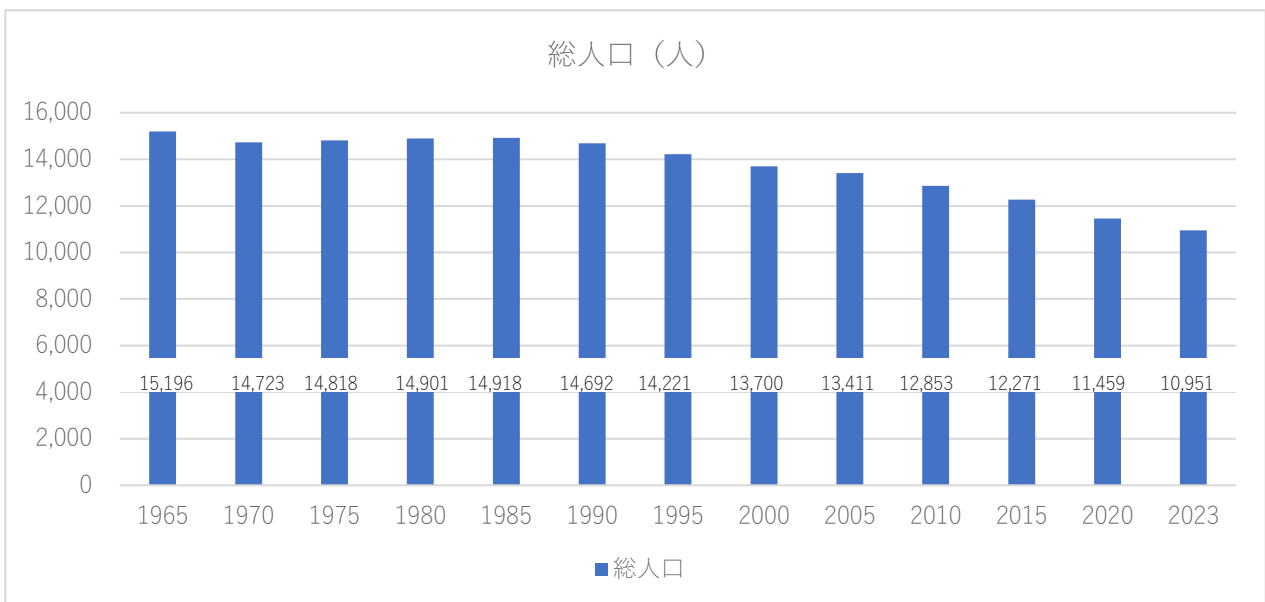
Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

Ⅰ. 将来の人口 現状と予測～桑折町人口ビジョンより

(1) 総人口の推移

本町の昭和40(1965)年～令和5(2023)年の総人口の推移は、以下のとおりです。

■ 総人口の推移



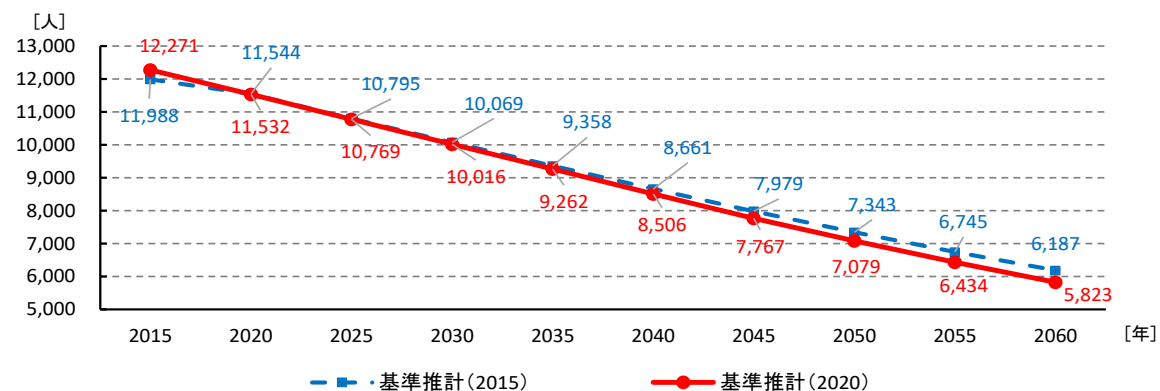
※「桑折まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和3年版)及び
国勢調査、(2023年のみ)福島県現住人口調査月報(各年10月1日)

・桑折町の総人口は、1965(昭和40)年から1985(昭和60)年にかけて15,000人程度で推移していましたが、1985(昭和60)年から減少が加速し、2023(令和5)年には10,951人となっています。

(2) 将来人口推計

本町の将来人口推計は、以下のとおりです。

■ 将来人口推計(基準推計)



基準推計(2015)

(単位:人)

年次	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
年少人口(0~14歳)	1,355 (11.3%)	1,208 (10.5%)	1,073 (9.9%)	993 (9.9%)	916 (9.8%)	857 (9.9%)	801 (10.0%)	733 (10.0%)	653 (9.7%)	580 (9.4%)
生産年齢人口(15~64歳)	6,492 (54.2%)	5,970 (51.7%)	5,525 (51.2%)	5,084 (50.5%)	4,708 (50.3%)	4,258 (49.2%)	3,829 (48.0%)	3,558 (48.4%)	3,377 (50.1%)	3,112 (50.3%)
高齢人口(65歳以上)	4,141 (34.5%)	4,366 (37.8%)	4,197 (38.9%)	3,991 (39.6%)	3,734 (39.9%)	3,546 (40.9%)	3,350 (42.0%)	3,052 (41.6%)	2,715 (40.2%)	2,495 (40.3%)
総人口	11,988	11,544	10,795	10,069	9,358	8,661	7,979	7,343	6,745	6,187

基準推計(2020)

(単位:人)

年次	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
年少人口(0~14歳)	1,354 (11.0%)	1,186 (10.3%)	1,074 (10.0%)	993 (9.9%)	891 (9.6%)	806 (9.5%)	729 (9.4%)	650 (9.2%)	573 (8.9%)	507 (8.7%)
生産年齢人口(15~64歳)	6,645 (54.2%)	5,945 (51.5%)	5,405 (50.2%)	4,920 (49.1%)	4,494 (48.5%)	3,997 (47.0%)	3,531 (45.5%)	3,184 (45.0%)	2,887 (44.9%)	2,615 (44.9%)
高齢人口(65歳以上)	4,272 (34.8%)	4,401 (38.2%)	4,290 (39.8%)	4,102 (41.0%)	3,877 (41.9%)	3,703 (43.5%)	3,507 (45.2%)	3,246 (45.9%)	2,973 (46.2%)	2,701 (46.4%)
総人口	12,271	11,532	10,769	10,016	9,262	8,506	7,767	7,079	6,434	5,823

(出典:「桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」令和3年版)

(分析及び結果の整理)

・本町でも、自然動態および社会動態の両面から人口減少が進み、減少幅が年々拡大することが予想され、このままの状態では推計すると、2035年には9,262人、2060年には5,823人になると推計されます。

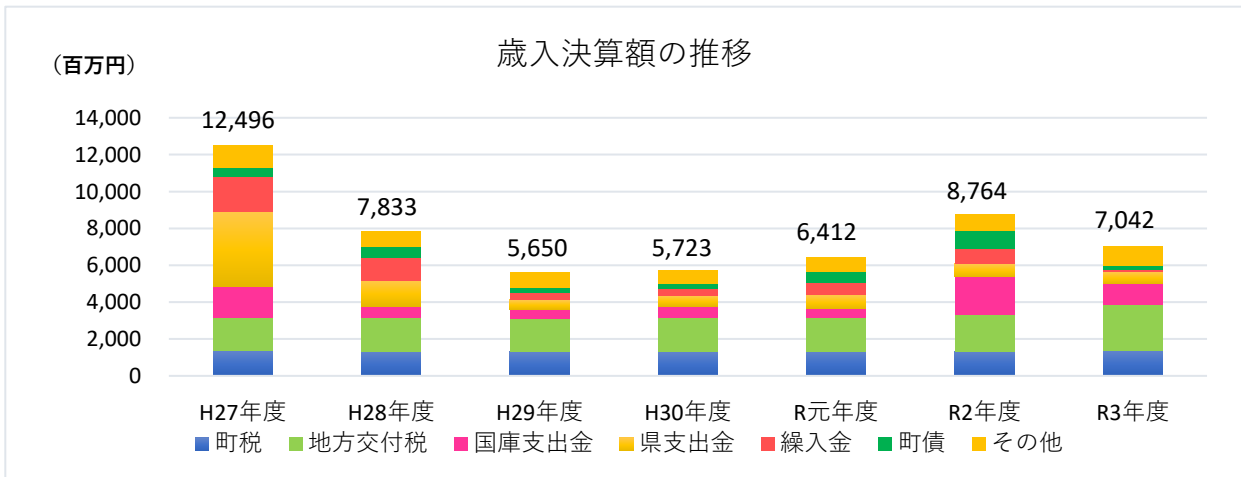
2. 本町の財政状況

(1) 歳入の状況

歳入については、企業誘致の促進や移住・定住人口の増加に資する施策に取り組みながら、町税等の確保に努めるとともに、事業実施にあたっては国・県などの補助制度の積極的な活用を図ってきました。また、シティプロモーションなどPR事業の展開や魅力的な返礼品の充実が功を奏し、ふるさと納税の大幅な伸びが見られており、今後もさらなる財源の確保が求められます。

■平成27(2015)年度から令和3(2021)年度までの歳入の推移

(単位:百万円)



※総務課財政係作成

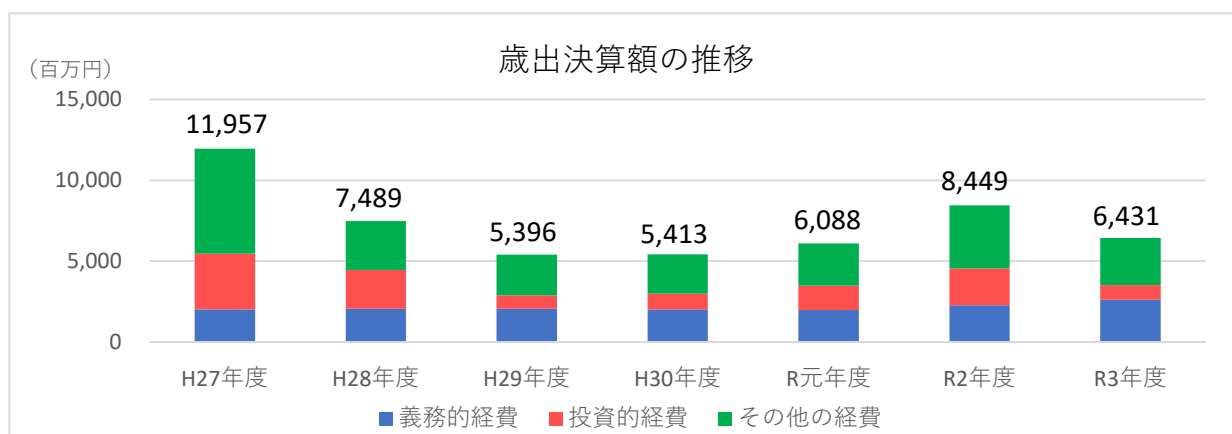
(2) 歳出の状況

歳出については、事業の重点選択化と業務改善などによる効率的かつ効果的な事業の推進に努めるとともに、補助事業であっても多額の一般財源持ち出しや運用経費の増加を招かぬよう十分留意し、経費の節減・合理化に努めてきました。

今後においてもこれまでの取組みを継続するとともに、超高齢社会における社会保障関連費の増加への対応など、さまざまな財政支出に対応できるよう、より一層の健全な財政運営を行うことが求められます。

■平成 27（2015 年度から令和 3（2021）年度までの歳出の推移

（単位：百万円）



※総務課財政係作成

3. 公共施設の状況

(1) 桑折町の公共施設の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和3(2021)年度末(令和4(2022)年3月31日現在)の公共施設の延べ床面積合計は約5.9万㎡となっており、人口一人当たりの面積では、約5.2㎡となっています。また、その内訳は、面積順に学校教育系施設が42.2%、公営住宅が13.4%と続きます。

■施設類型ごとの施設数・延床面積・人口一人当たり面積

分類	令和3(2021)年度			
	施設数	延床面積(㎡)	人口一人当たり面積(㎡)	割合
A 社会教育施設	11	2,608.05	0.23	4.41%
B 歴史文化施設	2	991.70	0.09	1.68%
C スポーツ・レクリエーション系施設	6	6,806.32	0.60	11.52%
D 学校教育系施設	7	24,930.90	2.20	42.20%
E 子育て支援施設	6	4,668.20	0.41	7.90%
F 保健福祉施設	2	3,191.70	0.28	5.40%
G 行政系施設	1	4,468.60	0.39	7.56%
H 消防施設	23	1,074.50	0.09	1.82%
I 公営住宅	5	7,914.75	0.70	13.40%
J その他	13	2,424.23	0.21	4.10%
計	76	59,078.95	5.22	100%

※固定資産台帳より作成※人口は令和4(2022)年4月1日住民基本台帳 11,320人

また、平成27(2015)年度計画策定時と比較すると、全体として約10,081㎡の増加となっており、役場庁舎建設や駅前団地建設が主な要因です。この結果、約20.5%の延床面積の増加となっています。

■施設類型ごとの延べ床面積の推移

分類		令和3年度 延床面積 (㎡)	平成27年度 延床面積 (㎡)	差額 (㎡)
A	社会教育施設	2,608.05	2,611.30	▲3.25
B	歴史文化施設	991.70	1,043.90	▲52.20
C	スポーツ・レクリエーション系施設	6,806.32	3,017.10	3,788.22
D	学校教育系施設	24,930.90	24,930.90	0.00
E	子育て支援施設	4,668.20	4,178.10	490.10
F	保健福祉施設	3,191.70	3,191.70	0.00
G	行政系施設	4,468.60	2,536.60	1,932.00
H	消防施設	1,074.50	1,074.50	0.00
I	公営住宅	7,914.75	4,826.40	3,088.35
J	その他	2,424.23	1,586.89	837.34
計		59,078.95	48,997.39	10,081.56

※固定資産台帳及び桑折町公共施設等総合管理計画より作成

平成27(2015)年度計画策定以後の主な実績は以下の通りです。

■主な対策の実績

施設名	区分	年度	延床面積 (㎡)	現状面積 (㎡)
醸芳幼稚園	増築	平成28年度	1,161.00	2,517.00
役場庁舎	新築	令和2年度	4,403.70	4,403.70
西大隅団地(2棟)	解体	令和2年度	219.21	0.00
寺坂住宅(4棟)	解体	令和2年度	168.61	0.00
西大隅団地(1棟)	解体	令和3年度	37.19	0.00
寺坂住宅(1棟)	解体	令和3年度	28.09	0.00
睦合テニスコート	売却	令和3年度	44.36	0.00
旧役場庁舎(東大隅)	売却	令和3年度	2,335.60	0.00
旧睦合幼稚園東園舎	解体	令和3年度	149.70	0.00

※総務課財政係作成

(2) 公共施設老朽化の状況

① 建築経過年数の状況

公共施設の整備からの経過年数(延床面積)をみると、築30年未満の公共施設は全体の38.19%となっており、築30年以上の公共施設は61.81%となっています。

特に、築30年以上40年未満の公共施設は全体の延床面積のうち32.41%を占めています。

■ 分類による建築経過年数の状況(延床面積:㎡)

分類		築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
A	社会教育施設	107.65	0.00	430.10	1,036.40	1,033.90	2,608.05
B	歴史文化施設	0.00	0.00	0.00	0.00	991.70	991.70
C	スポーツ・レクリエーション系施設	3,833.62	0.00	1,044.80	1,927.90	0.00	6,806.32
D	学校教育系施設	0.00	0.00	2,679.30	13,368.70	8,882.90	24,930.90
E	子育て支援施設	0.00	0.00	361.30	979.50	3,327.40	4,668.20
F	保健福祉施設	0.00	0.00	1,938.00	1,253.70	0.00	3,191.70
G	行政系施設	4,403.70	64.90	0.00	0.00	0.00	4,468.60
H	消防施設	0.00	261.00	390.00	246.30	177.20	1,074.50
I	公営住宅	3,541.45	1,423.20	548.70	0.00	2,401.40	7,914.75
J	その他	286.10	201.00	1,048.10	333.90	555.13	2,424.23
計		12,172.52	1,950.10	8,440.30	19,146.40	17,369.63	59,078.95
割合		20.60%	3.30%	14.29%	32.41%	29.40%	100.00%

※固定資産台帳より集計

② 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのかがその指標となります。

これまでの本町の公共施設における総建築額は、約123億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は52.22%となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は取壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

また、平成27(2015)年度計画策定時から比較すると有形固定資産減価償却率は低下しており、本計画及び町全体としての長寿命化等への成果が出はじめているといえます。

■ 類型別の有形固定資産減価償却率

分類	令和3(2021)年度			平成27(2015)年度	
	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産 減価償却率	
A	社会教育施設	477,461	339,460	71.10%	65.80%
B	歴史文化施設	107,932	106,401	98.58%	98.19%
C	スポーツ・レクリエーション系施設	1,492,351	612,302	41.03%	81.68%
D	学校教育系施設	4,737,185	3,352,566	70.77%	59.19%
E	子育て支援施設	845,507	419,652	49.63%	75.45%
F	保健福祉施設	1,105,317	719,514	65.10%	52.02%
G	行政系施設	2,003,158	41,565	2.07%	80.24%
H	消防施設	144,810	115,416	79.70%	66.69%
I	公営住宅	1,116,458	540,699	48.43%	61.47%
J	その他	350,507	217,510	62.06%	68.97%
計		12,380,686	6,465,085	52.22%	62.08%

※固定資産台帳より集計・算出

(3) 桑折町の公共施設の維持管理費状況

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の公共施設(建築物)年間維持管理費(平均)は合計で約3.8億となっています。施設分類別にみると、学校教育系施設の約1.4億円が最も多く、次いで社会教育施設が約0.6億円となっています。

また、科目別にみると、需用費が37.2%を占め、次いで工事請負費が27.2%となっています。

■ 類型別の維持管理コスト(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度平均)(単位:千円)

分類	需用費	役務費	委託料	使用料	工事請負費	原材料費	備品購入費	合計	割合	
A	社会教育施設	6,627	843	9,269	1,686	731	0	326	19,482	5.1%
B	歴史文化施設	3,226	726	5,887	192	51,271	0	28	61,332	15.9%
C	スポーツ・レクリエーション系施設	21,979	479	16,463	1,080	433	50	43	40,528	10.5%
D	学校教育系施設	56,127	5,566	21,173	5,585	36,520	45	18,149	143,165	37.2%
E	子育て支援施設	17,844	1,627	2,140	5,333	1,343	42	3,103	31,432	8.2%
F	保健福祉施設	19,289	946	12,088	381	3,985	0	21	36,710	9.5%
G	行政系施設	10,078	5,499	4,492	1,024	1,327	3	576	22,999	5.9%
H	消防施設	3,719	489	383	8	3,518	0	97	8,214	2.1%
I	公営住宅	2,684	546	2,849	46	1,574	0	0	7,699	2.0%
J	その他	1,766	177	7,301	14	3,968	178	0	13,404	3.5%
合計		143,339	16,898	82,045	15,349	104,670	317	22,345	384,963	
割合		37.2%	4.4%	21.3%	4.0%	27.2%	0.1%	5.8%	100%	

4. インフラ施設の状況

(1) 道路

①町道関係

本町が管理している町道は、令和 6(2024)年度末時点で延長が 301,322m で、舗装率は 56.8% となっています。

多くの道路が舗装の標準耐用年数である 20 年を経過していることから、その対策のための維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

町道は、年々整備及び補修等が進んでいますが、町民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修などの維持管理も必要とされています。

■町道の状況

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
町道	301,322	171,051	56.8%

※道路台帳より

(2) 橋梁

①町道関係

本町が管理する橋梁(町道関係)は、令和 6(2024)年度末現在で 164 橋架設しています。このうち、「桑折橋梁長寿命化修繕計画」の対象橋梁 157 橋のうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の 46%(令和 2(2020)年度時点)を占めており、令和22(2028)年には 86%程度(136 橋)に増加する見込みとなっています。

これらの老朽化が進行する橋梁に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大することが懸念されています。

令和2(2020)年度に策定した「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化及び修繕が進行中となっています。

■施設の状況(桑折町橋梁長寿命化修繕計画)

区分	町道 1 級	町道 2 級	町道その他	合計
全管理橋梁数	23	16	125	164
うち計画の対象橋梁数	23	16	118	157

※道路台帳より

(3) 上水道

水道事業は、昭和 30(1955)年 3 月に給水を開始し、水需要の増加に対応するため4回の拡張事業を行い、安全で安定した水道水の供給に努めてきました。

内之馬場浄水場は、第4次拡張事業において平成 15 年に整備されたもので、建築から 20 年以上が経過しております。また、浄水場以外の配水池、ポンプ場、調整池などの水道施設は、老朽化が進んでいるものが多く、今後は、耐震化計画を策定し管理していく予定です。さらに、管路については、管路経年化率(※)が令和6年度末で 28%を超えており、法定耐用年数 40 年を経過した老朽管が年々増加している状況です。

(※)管路経年化率(%) = 法定耐用年数を経過した管路延長 / 管路延長 × 100

■施設の状況

種別		令和6(2024)年度
		数量(箇所・m・人)
1	浄水場(箇所)	2
2	配水池(箇所)	5
3	導水管(m)	1,886
4	送水管(m)	7,908
5	配水管(m)	110,510
6	給水人口(人)	10,164

※令和6(2024)年度公共施設状況調より加工

(4) 汚水処理事業

下水道事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的として、平成 8(1996)年 4 月に、阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)関連公共下水道として供用を開始しました。

処理場は流域下水道で所有管理しているため、町は、管路及びマンホール等を所有しており、平成 28(2016)年度に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき維持管理を行っています。

また、令和 6(2024)年度から地方公営企業法を適用することに伴い、固定資産台帳を整備しました。

■施設の状況

事業名	供給開始 年月	処理区域 面積(ha)	処理区域 人口(人)	処理場 (箇所)	汚水管 延長(km)
1 公共下水道	平成8(1996)年4月	163	5,505	-	35

※令和6(2024)年度公共施設状況調査より加工

Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する 基本的な方針

1. 公共施設等の課題

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は減少局面に入っており、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、令和27(2045)年には総人口が約 7,700 人になると想定されています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設の総量や配置等を検討していく必要があります。

(2) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

(3) 公共施設等かけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本町においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが予想され、また、高齢化が進むことにより社会保障費の増加が見込まれます。

こうした厳しい財政状況であることから、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより施設所管課で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で老朽化した施設の統廃合・除却や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や町民のニーズを踏まえながら、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置の検討を行います。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設は保有量を適正化することとし、公共施設の統合や廃止、規模縮小などのコンパクト化の推進を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設は、計画的な修繕・改修による品質の保持に努め、施設の有効活用を検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理の仕組みづくり、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

① 住民ニーズへの適切な対応

公共施設は本来、町民の方々に行政サービスを提供するための施設であり、町民のニーズに適合した利用をされてこそ効果を発揮します。そのため、経済状況や時間の経過によって変化する町民のニーズを的確にとらえて、公共施設が最大限に有効利用されることを目指します。

今後は建物を増やさずに既存の建物の内装に改修を施して用途を転用し、複数の機能を盛り込み複合化を図るなど、コストを抑えて町民のニーズの変化に適切に対応していくことを検討します。

② 人口減少を見据えた整備更新

今後、人口減少等により現状の施設を全て維持することは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の劣化状況及び利用状況等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

③ 公共施設の適正化

本町で現在維持管理する施設は、行政サービスの提供上必要不可欠な施設が大半であることから、今後は公共施設の劣化状況、安全性、利用状況、類似施設の有無、社会環境や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や廃止をすることで公共施設保有総量の適正化を図ります。

④ 民間活力の活用によるコスト縮減を検討

公共施設の更新及び長寿命化並びに管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が実現することから、民間活力の活用を推進します。施設整備や更新については、PPP/PFI¹などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

運営については、指定管理や運営委託等を活用し、民間ノウハウを取り入れた効率的な管理を推進します。

⑤ 予防的修繕の実施

公共施設が重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、公共施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(施設の建設から維持管理、解体までにかかる費用)を縮減します。

(2) 点検・診断の実施方針

計画的な点検・診断等の実施結果を蓄積し、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。

計画的に維持費用を支出していくという「予防保全」を導入し、運用します。

維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に向けた対応に活用します。

今後も維持していく公共施設については、必要に応じて中長期的修繕計画を策定することも検討します。

管理運営にあたっては、指定管理者制度やPPP/PFIの導入を検討します。

町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。

新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(4) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設については、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での用途廃止とい

¹ PPP とは、「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略であり、公民連携を指す。

PFI とは、PPP の代表的な手法の一つであり、「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略。公共施設等の設計、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

った適切な措置をとっていきます。

(5) 耐震化の実施方針

災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(6) 長寿命化の実施方針

インフラ施設については、各個別の長寿命化計画等に従い、長寿命化等を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設の見直しにあたって、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。

当該サービスが公共施設を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設と民間サービスの関係について、十分に留意していきます。

少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。

公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量を見直し、機能の重複を解消していきます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設更新や改修を実施する場合は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮し、ユニバーサルデザイン²の視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境整備を推進します。

(9) 脱炭素化の推進方針

平成27(2015)年12月には国連にて気候変動に関する新たな枠組み「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。我が国においては、令和12(2030)年度に平成25年度(2013)年度比46%の温室効果ガスの削減を目標としているところです。

本町においても、国の方針に向けて、公共施設においては消費エネルギーの省力化や再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、グリーンインフラ³など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

(10) 未利用地等の処分及び活用に関する実施方針

遊休施設のほか、公共施設を解体した跡地については、原則として売却または貸付け等を行い、保有量と維持管理費の削減に努め、新たな財源の確保に取り組みます。

² バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。

³ グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

(11) 広域連携

人口減少や高齢化等の影響により各市町村が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後更に近隣市町や関係自治体との連携が必要になります。公共施設に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスが提供できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討していきます。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①情報共有と協働体制の構築

施設所管課は、施設を直接又は指定管理者、外部委託業者らと共に管理し、施設の適正管理に努めます。また、他施設での効果的な取組み等の情報は、施設所管課にも共有し、全庁的な取組みを推進します。

②施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストとのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト⁴(LCC)ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取組みが必要であり、それらを推進するための固定資産台帳といったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。本町においては、これらの情報を一元化し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していけるよう、様々な手法について検討していきます。

⁴ ライフサイクルコストとは、物のライフサイクルにわたって発生する費用のことです。建設費から、水光熱費、点検・保守・清掃費などの運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいます。

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設の管理に関する基本方針

(1) 社会教育施設

社会教育施設については、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を実施します。

■社会教育施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	寺坂住宅集会所	1973	昭和48年度
2	坂下住宅集会所	1976	昭和51年度
3	下万正寺集会所	1977	昭和52年度
4	下成田集会所	1977	昭和52年度
5	桑折町民会館（桑折公民館）	1980	昭和55年度
6	半田コミュニティセンター	1985	昭和60年度
7	伊達崎公民館	1987	昭和62年度
8	南郷町内会館	1990	平成2年度
9	大畑町内会館	1991	平成3年度
10	睦合ふれあい会館（睦合公民館）	1998	平成10年度
11	駅前団地集会所	2015	平成27年度

(2) 歴史文化施設

歴史文化施設については、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を実施します。

旧伊達郡役所については、明治16年に建設され、現在は国の重要文化財に指定されています。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度の福島県沖地震により被災し、令和4(2022)年度に災害復旧工事・保存工事を実施しました。

■文化施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	旧伊達郡役所	1974	昭和49年度

(3) スポーツ・レクリエーション文化系施設

スポーツ・レクリエーション文化系施設については、町主催のイベントも多数開催され、町民が集う場でもあります。安全確保に努めながら日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努め、計画的な維持管理を実施し、サービス水準の維持・向上に努めます。

半田山自然公園や町民研修センターについては、指定管理者制度を導入し、民間手法を活かした施設整備や管理運営を行っています。施設の老朽化が進んでいるため、長期的な整備方策や施設の在り方を検討し、半田山自然公園については、令和 7(2025)年 3 月に「桑折町半田山自然公園施設管理計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、維持管理・修繕・解体等を進めていきます。

■スポーツ・レクリエーション文化系施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	半田山自然公園	1984	昭和59年度
2	町民体育館	1986	昭和61年度
3	テニスコート・クラブハウス	1989	平成 元年度
4	町民研修センター	1993	平成 5 年度
5	屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」	2015	平成27年度
6	若者交流拠点施設（屋内ステージ）ピーチウィング	2018	平成30年度

(4) 学校教育系施設

学校教育施設は、安全・安心な学校運営に支障をきたさぬよう、日常的な点検などを行いながら予防保全型の修繕を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

小学校は、築30年以上経過していることから、老朽化の状況を踏まえるとともに、令和 12(2030)年に小中学校を統合し義務教育学校へ移行する予定であるため、必要に応じた改修等を行います。また、義務教育学校移行後の機能・規模に合わせ、施設の在り方や整備方針を検討します。

■学校教育施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	醸芳小学校	1969	昭和44年度
2	伊達崎小学校	1976	昭和51年度
3	睦合小学校	1982	昭和57年度
4	半田醸芳小学校	1988	昭和63年度
5	醸芳中学校	1992	平成 4 年度
6	学校給食センター	2000	平成12年度
7	地域交流センター	2002	平成14年度

(5) 子育て支援施設

子育て支援施設については、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。

醸芳保育所は、令和7(2025)年4月開園の「幼保連携型認定こども園」への機能移行に伴い、令和7(2025)年度に解体を実施しました。

児童館、子どもクラブについては、築30年以上経過しているため、老朽化の状況を踏まえつつ、令和12(2030)年の義務教育学校移行に合わせて施設の在り方を検討します。

■ 子育て支援施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	醸芳幼稚園	1979	昭和54年度
2	むつあい子どもクラブ	1983	昭和58年度
3	はんだ子どもクラブ	1985	昭和60年度
4	だんざき子どもクラブ	1986	昭和61年度
5	児童館	1995	平成7年度

(6) 保健福祉施設

保健福祉施設は、バリアフリー課題などの利用者ニーズに併せた対応を実施するとともに、日常点検や不具合報告に対応し、予防保全による施設の長寿命化を図るなど引き続き適切な維持管理を行います。

大かや園および保健福祉センター(やすらぎ園)については、令和6年度にそれぞれ策定した個別施設計画に基づき、維持管理・修繕等を進めていきます。

■ 保健福祉施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	老人福祉センター 大かや園	1984	昭和59年度
2	保健福祉センター(やすらぎ園)	1997	平成9年度

(7) 行政系施設

役場庁舎は、令和3(2021)年5月に「桑折町役場庁舎維持管理計画」を策定し、予防保全的な観点から適切な修繕・改修の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減を目指します。

■行政系施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	役場庁舎	2020	令和 2年度

(8) 消防施設

消防団施設は、消防団車両の格納など、消防団活動に必要な施設であることから、予防保全的な維持管理を進めながら、施設の長寿命化を図ります。

桑折町消防団は、全国的な傾向と同様、消防団員の減少が問題となっており、将来的に部の機能維持が困難になる恐れがあります。団員減少による消防力低下を防ぐため、桑折町消防団と部の統合について今後協議を行い、統合後の施設の在り方も併せて検討していきます。

■消防施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	第1分団第2部ポンプ置場	1966	昭和41年度
2	第1分団第3部坂町ポンプ置場	1971	昭和46年度
3	第3分団第3部上郡上代ポンプ置場	1971	昭和46年度
4	第3分団第1部北沢ポンプ置場	1972	昭和47年度
5	第1分団第1部弁天沢ポンプ置場	1973	昭和48年度
6	第1分団第3部平沢ポンプ置場	1974	昭和49年度
7	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場	1975	昭和50年度
8	第4分団第1部屯所	1978	昭和53年度
9	第4分団第3部観音堂ポンプ置場	1979	昭和54年度
10	第4分団第2部屯所	1983	昭和58年度
11	第1分団第2部屯所	1988	昭和63年度
12	第2分団第3部屯所	1991	平成 3年度
13	第3分団第3部屯所	1991	平成 3年度
14	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場	1995	平成 7年度
15	第1分団第3部屯所	1996	平成 8年度
16	第3分団第1部屯所	1998	平成10年度
17	第4分団第3部屯所	1998	平成10年度
18	第3分団第2部屯所	1999	平成11年度
19	第1分団第1部屯所	2001	平成13年度
20	第2分団第1部屯所	2002	平成14年度
21	第4分団第4部屯所	2004	平成16年度
22	第2分団第2部屯所	2011	平成23年度

(9) 公営住宅

公営住宅は、令和4(2022)年3月に「桑折町公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。この計画では、長寿命化を図るべき市営住宅の状況を的確に把握し、予防保全的な観点から適切な修繕・改修の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減を目指します。

長寿命化計画は、今後も社会情勢の変化、事業の進捗状況に応じて計画を見直すものとします。

■公営住宅の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	公営住宅（西大隅住宅）	1956	昭和31年度
2	公営住宅（寺坂住宅）	1957	昭和32年度
3	公営住宅（坂下住宅）	1964	昭和39年度
4	公営住宅（庫場住宅）	2003	平成14年度
5	公営住宅（桑折駅前団地）	2015	平成27年度

(10) その他施設

その他施設については、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。

伊達崎排水機場については、令和2年度に作成した伊達崎地区機能保全計画に基づき、維持管理・修繕等を進めていきます。

また、用途廃止済の施設については、将来的に建物の解体、跡地の売却または有効活用の検討など進めます。

■その他施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	萱尻牧野 資料貯蔵看視舎	1980	昭和55年度
2	桑島集会所（ホタピーハウス含む）	1980	昭和55年度
3	伊達市桑折町国見町火葬場	1981	昭和56年度
4	半田醸芳幼稚園（季節保育所）	1988	昭和62年度
5	半田コミュニティセンター物置	1992	平成4年度
6	シルバー人材センター事務所	1993	平成4年度
7	伊達崎排水機場	1997	平成9年度
8	陣屋の杜公園トイレ	1998	平成10年度
9	桑折駅前倉庫	1999	平成11年度
10	公衆便所（桃の郷トイレ）	2001	平成12年度

1 1	大沼百子メモリアルホール	2 0 0 2	平成14年度
1 2	桑島分庁舎	2 0 0 3	平成15年度
1 3	農業振興活動拠点施設「レガールこおり」	2 0 1 8	平成29年度

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設については、各施設所管課において個別に定める長寿命化計画等により、維持管理、修繕、更新を進めていきます。

(1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

(2) 橋梁

今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、令和3(2021)年3月に改訂した「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

従来の対症療法型の維持管理(損傷が大きくなってから行う修繕)から、予防保全型(損傷が小さなうちから計画的に行う修繕)に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 上水道

上水道については、予防保全による計画的な維持管理修繕や管路の重要度・優先度・漏水状況などを勘案した計画的な老朽管の布設替え、さらには災害リスクの軽減などに取り組みます。

(4) 下水道

下水道については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、個々の施設の現状を把握し、予防保全による計画的な修繕維持や災害リスクの軽減に取り組みます。

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づき、財政効果額を算出しました。

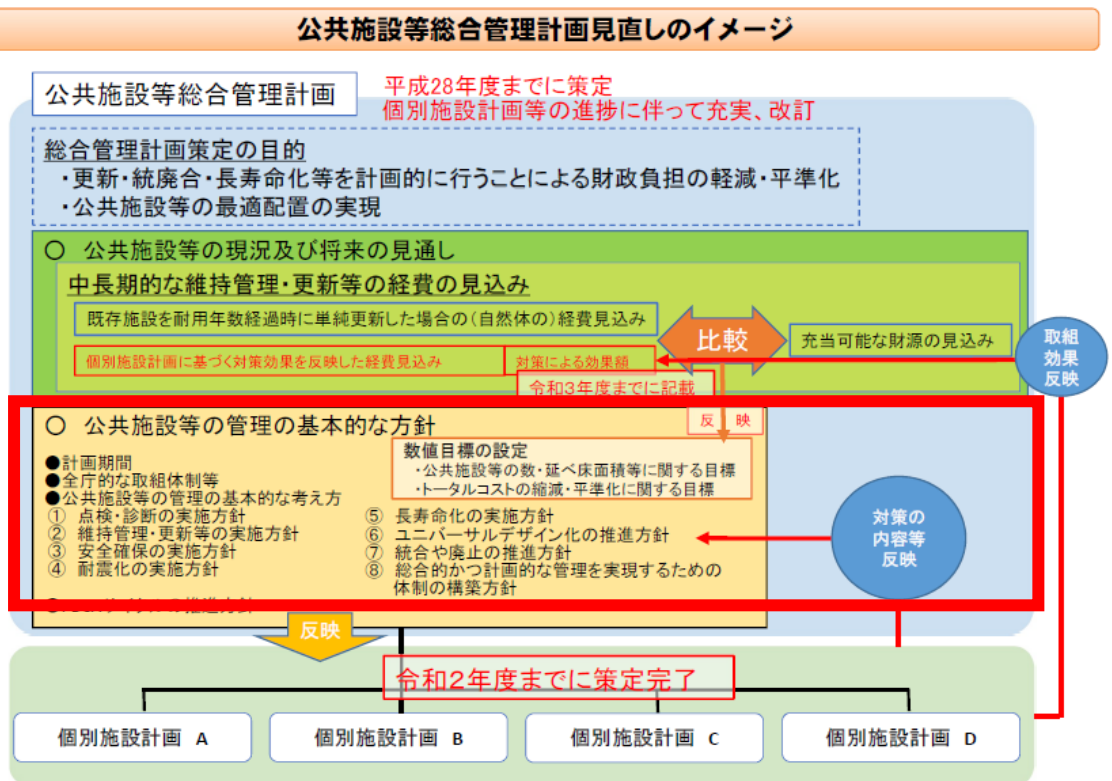
財政効果額は、各種計画との整合性を鑑み、令和14年度までの10年間としています。

各種個別施設計画で各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行なっています。

算定にあたっては、各種個別施設計画からの抜粋となります。

A: 単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み
 B: 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
 C: 対策による効果額（財政効果額）
財政効果額 C = 個別施設計画対策額 B - 単純更新費用 A

■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



※総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 公共施設(公営住宅を除く)

公共施設においては、それぞれの施設において単純更新を同面積で行った場合と財政負担の平準化を行った場合の結果の差額を算出しています。試算の対象期間は、令和5(2023)年度から令和44(2062)年度までの40年間としています。

単純更新費用及び長寿命化費用については、「総務省 公共施設等更新費用試算ソフト」で使用されている単価を使用します。各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価は次の通りです。

■各施設分類の単純更新費用単価及び長寿命化費用単価

大分類	単純更新費用	長寿命化等費用
社会教育施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
歴史文化施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
学校教育系施設	33 万円/m ²	17 万円/m ²
子育て支援施設	33 万円/m ²	17 万円/m ²
保健福祉施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
行政系施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
消防施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
その他	36 万円/m ²	20 万円/m ²

■単純更新費用と長寿命化等費用及び財政効果額の算出ルール

- A：単純更新費用：各施設築後、耐用年数が経過した際に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- B：長寿命化費用：各施設建築後 35 年経過後に上記「長寿命化等費用」に基づき、同面積で長寿命化等を行い、築後 70 年経過後に上記「単純更新費用」に基づき、同面積で建替えた場合の費用を算出する。
- C：財政効果額：A と B の差額を算出する。

耐用年数経過後に単純更新した場合の費用と、財政負担の平準化を行った場合の費用を比較すると、試算期間内で約12億円削減(効果)されます。

【A:単純更新費用】

(単位：百万円)

大分類／年度	令和5年度 ～令和14年度	令和15年度 ～令和24年度	令和25年度 ～令和34年度	令和35年度 ～令和44年度	合計
社会教育施設	656.0	387.2	0	0	1,043.2
歴史文化施設	396.7	0	0	0	396.7
スポーツ・レクリエーション系施設	1,070.2	0	0	1,380.1	2,450.3
学校教育系施設	3,815.5	4,411.7	0	0	8,227.2
子育て支援施設	1,540.5	0	0	0	1,540.5
保健福祉施設	0	1,149.0	0	0	1,149.0
行政系施設	0	25.9	0	0	25.9
消防施設	342.4	87.4	0	0	429.8
その他	675.1	112.6	0	85.0	872.7
合計	8,496.4	6,173.8	0	1,465.1	16,135.3

【B:長寿命化費用及びC:財政効果】

(単位：百万円)

大分類／年度	令和5年度 ～令和14年度	令和15年度 ～令和24年度	令和25年度 ～令和34年度	令和35年度 ～令和44年度	合計
社会教育施設	517.5	134.5	413.5	172.0	1,237.5
歴史文化施設	241.0	0	155.7	0	396.7
スポーツ・レクリエーション系施設	594.6	0	430.3	204.3	1,229.2
学校教育系施設	3,782.8	455.5	2,042.0	889.3	7,169.6
子育て支援施設	793.6	0	1,098.1	205.9	2,097.6
保健福祉施設	250.7	387.7	0	0	638.4
行政系施設	0	16.2	0	1,100.9	1,117.1
消防施設	127.0	153.2	59.3	19.4	358.9
その他	248.8	178.8	28.3	228.8	684.7
合計	6,556.0	1,325.9	4,227.2	2,820.6	14,929.7
削減額（財政効果額）	1,940.4	4,847.9	▲4,227.2	▲1,355.5	1,205.6

(2) 桑折町公営住宅等長寿命化計画

「桑折町公営住宅等長寿命化計画」について、計画期間中に長寿命化型改善事業を実施する住棟については、改善事業を実施する場合、実施しない場合、それぞれの場合について評価期間中に要するコストを算出し「ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果」を算定しています。

■計画推進の効果(計画期間内) ※単位：百万円

計画前 LCC	計画後 LCC	縮減額
810	389	421

(3) 桑折町橋梁長寿命化修繕計画

「桑折町橋梁長寿命化修繕計画」においては計画内で管理する157橋について、計画策定時の令和3年(2021)年度当時から今後50年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が約141億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が約7億円となり、コスト縮減効果は約134億円となることが予測されています。

このため、10年間単位で約26.8億円での財政効果額を算出しています。

(4) 上水道

単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(5) 下水道

単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(6) 本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間における本計画及び各種個別施設計画推進による財政効果は約50.4億円と推計されます。

種別		財政効果額(百万円)
1	公共施設	1,940.4
2	桑折町公営住宅等長寿命化計画	421.0
3	桑折町橋梁長寿命化修繕計画	2,680.0
合計		5,041.4

計画対策に必要な財源については、起債や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら今後の財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなります。したがって今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに計画の進捗をモニタリングしながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえたPDCAサイクルを構築します。

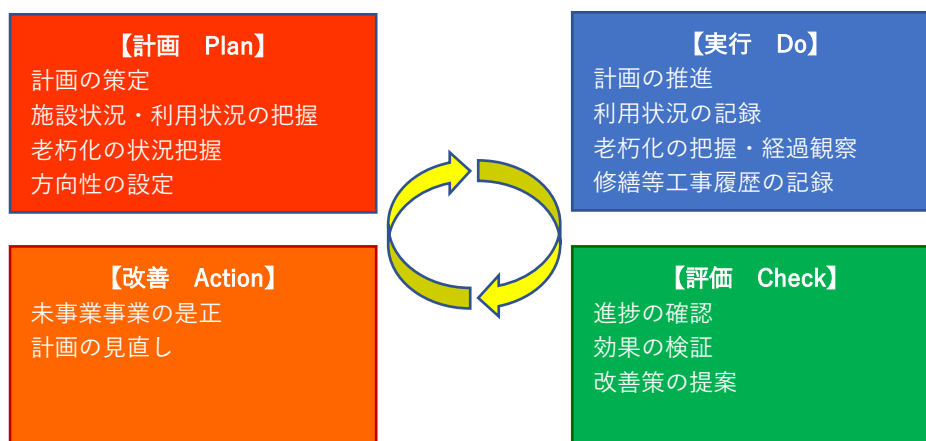
V 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制

本計画の運用にあたっては、全庁的な合意の下に本計画を推進するため、課長会議において情報共有を図り、庁内横断的に取り組むものとします。

2. フォローアップ

本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で定期的に行うものとします。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

附則（改訂の履歴）

令和6年3月 全面改訂

令和7年4月 一部改訂

令和8年3月 一部改訂

桑折町公共施設等総合管理計画

発行：桑折町

編集：桑折町総務課財政係

住所：〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

TEL:024-582-2111(代表)

FAX:024-5822479

